



来賓挨拶

知的財産高等裁判所長

高部 真規子

ご紹介いただきました、知的財産高等裁判所の高部真規子でございます。

本日は、伝統ある特許庁技術懇話会の、令和になって初めての懇親会にお招きいただき、ありがとうございます。知財高裁及び東京地裁知財部の裁判官をご招待いただきましたこと、裁判所を代表しまして、お礼申し上げます。

特許庁技術懇話会は、会員相互の親睦と研鑽を行い、知的財産行政に寄与し、科学技術の振興を図ることを目的として活動されているとのこと、大変意義深いものであり、このように盛大に開催されることを、喜ばしく思います。

知的財産高等裁判所では、2つの課題に取り組んでいます。1つ目は、IoTの時代となり、またゲノム編集など、技術がますます先端化していく中で、そのような専門的な特許訴訟について、いかに信頼性のある審理判断するかという点です。2つ目は、経済活動がグローバル化し、国境を越えた知財紛争も増えてきたことへの対応です。

1つ目の専門化に対する対応は、特許庁から派遣された裁判所調査官に大きな役割を担っていただいています。特許庁の審査官・審判官を経験された裁判所調査官は、古巣の特許庁の審査や審決に対しても、公正な立場で、時には発明や技術のとらえ方が

違う、といった意見を言ってくれます。調査官との議論を通じて、私たち裁判官が、技術的専門的見地からも、自信をもって審理・判決をすることができています。この会場には、調査官OBの方の顔も見えますが、感謝に堪えません。

2つ目の国際化に対する対応ですが、特許庁では、以前から、欧米やアジア諸国との間で、審査についてハーモナイズされてきたものと理解しています。これに対し、裁判所では、もともと裁判官は独立で、例えば隣の部で異なる判決がされたとしても、直ちに影響を受けることもなく、まして、海外の判決となりますと、制度も違うし、何より、クレームが言語によって異なるのですから、どこかの国でその特許が無効にされたとか、差止請求が認められたといった情報が入ってきても、意に介さないという裁判官も多かったように思います。しかし、企業活動はますますグローバル化し、同様の紛争が各国で提起されるといった事態も少なくない時代となりました。そうすると、海外の司法事情を知ることは、日本の裁判を行う上でも、参考になります。そこで、知財高裁の裁判官が海外の国際会議に出席して講演をするといったことも珍しくなくなってきました。

そのような中、2017年以降、知財高裁が、特許庁や法務省にも共催していただいて、「国際知財司法シンポジウム」を開催するようになりました。初めての開催となった2017年には、ASEAN各国と中国・韓国の裁判官や弁護士を招き、昨年は、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスから、裁判官や弁護士等を招いて、模擬裁判とパネルディスカッションを行いました。今年も、9月25日から3日間、



2019年度◇特許庁技術懇話会懇親会開催



今回は、ASEAN各国のほか、中国・韓国・インド・オーストラリアという、アジア太平洋地域の国の裁判官らを招いて、実施します。

このような国際シンポジウムの機会を通じて、日本の知財司法制度について情報発信し、日本の知的財産権訴訟のステータスを高めていきたいと思えます。

知財高裁では、情報発信の重要性にかんがみ、独自のウェブサイトを運営しています。知財高裁HPは、知財高裁にとって、情報発信の中核的役割を果たしています。裁判例については、言渡し後1、2日後にはアップされています。先日の大合議事件の

判決も、その日のうちに掲載されました。裁判手続を行う人のために審理要領も掲載しています。是非一度ご覧いただき、知財高裁の考え方や取組みについて有益な情報を得ていただければ幸いです。

以上お話ししましたように、知財高裁の2つの課題は、特許庁の皆さまの協力のもとに取り組んでいます。今後とも、特許庁の皆さま及びOBの皆さまにおかれましては、知的財産高等裁判所及び東京地裁・大阪地裁知財部との協力関係を維持していただきますよう、お願い申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

